

1. 対象となる主な預金規定等

- ・当座勘定規定（一般当座用／個人当座用／専用約束手形口用）
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・期日指定定期預金規定（自動継続）<<通帳制/証書制>>
- ・期日指定定期預金規定<<通帳制/証書制>>
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続）<<通帳制/証書制>>
- ・自由金利型定期預金（M型）規定<<通帳制/証書制>>
- ・満期選択型定期預金規定（自動継続）
- ・満期選択型定期預金規定
- ・自由金利型定期預金規定（自動継続）<<通帳制/証書制>>
- ・自由金利型定期預金規定<<通帳制/証書制>>
- ・積立式定期預金規定
- ・通知預金規定<<通帳制/証書制>>
- ・譲渡性預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・外貨普通預金規定
- ・外貨当座預金規定
- ・外貨定期預金（先物為替予約付）規定<<通帳制/証書制>>
- ・外貨定期預金規定（自動継続）<<通帳制/証書制>>
- ・外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）<<通帳制/証書制>>

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。（例：普通預金）

普通預金規定以外の規定につきましても、同様の改定を行います。

条項の新設

11.（取引の制限等）

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

条項の一部追加・変更（下線部分を変更）

10.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12.（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当社国内本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 9 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第 1 項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥ 上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 前条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第 2 項および第 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以 上